

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の労働者派遣事業を行う会社Bに入社し、同日よりC会社（以下「派遣先」という。）に派遣され、倉庫内作業に従事していたが、同月〇日、倉庫内においてハンドフォークに追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、D接骨院で施術を受け、同年〇月〇日、E病院に受診したところ、「頸、背部腰部挫傷、左肘挫傷、左膝挫傷、左足挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日オリコンと呼ばれる容器を折りたたむ作業中に両手、特に左手の中指と人差し指を何度も強く挟み負傷し、同月〇日、D接

骨院で施術を受け、同年〇月〇日E病院に受診したところ、「左手挫傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したが、請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害が障害等級第14級に該当するものと認められるが、請求人には本件事故による同等級に相当する既存障害があり、障害の程度を加重したものではないとして、これを支給しない旨の処分をしている。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当する等と主張するので、請求人の症状及び医証等について改めて子細に検討したが、決定書第2の2の(2)に説示する結論を変更すべき理由を見出すことはできなかった。

### 3 以上のおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対して行った、障害等級第14級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。